

「令和5年度和歌山県中小企業融資制度ご案内」記載内容の改訂について（お知らせ）

国のセーフティネット保証制度に係る取扱いの変更に伴い、標記パンフレットの記載内容を以下のとおり改訂しましたので、お知らせします。

【P3～P4 関係箇所抜粋】

（改訂前）

資金	枠	融資対象	資金使途	備考
② 経営 支援 資金	セーフティ	「中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号（セーフティネット保証制度）」の規定に基づく特定中小企業者として市町村長の認定を受けた方で、事業活動に支障を生じている方	設備資金 運転資金	(注1)(略) (注2)(略) (注3)(略) ○特定中小企業者及び特例中小企業者の認定は、本店（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市町村の商工担当課にお問い合わせください。
	伴走支援（注1）	新型コロナウイルス感染症等の影響を受け、売上高又は利益率が減少などしており、金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営行動計画を策定し経営改善等に取り組む、次のいずれかに該当する方 1. 「中小企業信用保険法第2条第5項第4号又は第5号（セーフティネット保証制度）」の規定に基づく特定中小企業者として市町村長の認定を受けた方 2. (略)	設備資金 運転資金 返済資金 (保証協会の保証付融資の残高を返済するための資金)	

（改訂後）

資金	枠	融資対象	資金使途	備考
② 経営 支援 資金	セーフティ	「中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号（セーフティネット保証制度）」の規定に基づく特定中小企業者として市町村長の認定を受けた方で、事業活動に支障を生じている方 <u>(注4)</u>	設備資金 運転資金	(注1)(略) (注2)(略) (注3)(略) <u>(注4)新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証第4号認定(令和5年10月1日以降の認定申請分又は同年11月1日以降の保証協会の保証申込受付分に限り)を適用する場合、資金使途に返済資金を含む必要があります。よって、セーフティ枠には適用不可です。</u>
	伴走支援（注1）	新型コロナウイルス感染症等の影響を受け、売上高又は利益率が減少などしており、金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営行動計画を策定し経営改善等に取り組む、次のいずれかに該当する方 1. 「中小企業信用保険法第2条第5項第4号又は第5号（セーフティネット保証制度）」の規定に基づく特定中小企業者として市町村長の認定を受けた方 <u>(注4)</u> 2. (略)	設備資金 運転資金 返済資金 (保証協会の保証付融資の残高を返済するための資金)	○特定中小企業者及び特例中小企業者の認定は、本店（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市町村の商工担当課にお問い合わせください。